

高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																		
<p style="text-align: center;">高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和6年度事業から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>別表第1（第3条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="148 1165 1276 1843"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業</td> <td>墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。</td> <td>2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業</td> <td>左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、<u>報償費</u>、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、<u>公課費</u>、委託料及び備品購入費とする。</td> <td>10分の10以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">( 後 略 )</p>	事業区分	補助対象経費	補助率	1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	2分の1以内	2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業	左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、 <u>報償費</u> 、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、 <u>公課費</u> 、委託料及び備品購入費とする。	10分の10以内	<p style="text-align: center;">高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>別表第1（第3条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1498 1117 2626 1782"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業</td> <td>墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。</td> <td>2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業</td> <td>左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び備品購入費とする。</td> <td>10分の10以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">( 後 略 )</p>	事業区分	補助対象経費	補助率	1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	2分の1以内	2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業	左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び備品購入費とする。	10分の10以内
事業区分	補助対象経費	補助率																	
1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	2分の1以内																	
2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業	左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、 <u>報償費</u> 、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、 <u>公課費</u> 、委託料及び備品購入費とする。	10分の10以内																	
事業区分	補助対象経費	補助率																	
1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	2分の1以内																	
2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業	左の事業の実施に必要な経費のうち 給料、諸手当、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び備品購入費とする。	10分の10以内																	